

第6回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月15日（金） 13時58分～14時28分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員（16名）

1番委員	今井 由香里	2番委員	今井 文雄	3番委員	駒井 雄多
4番委員	山口 知治	5番委員	大川 哲彌	7番委員	花田 良造
8番委員	對馬 忠法	10番委員	外川 清孝	11番委員	葛西 松静
13番委員	今井 龍美	14番委員	小山内 知寛	15番委員	木村 雅栄
16番委員	葛西 雅博	17番委員	古川 榮	18番委員	桑田 久毅
19番委員	高井 美奈子				

4 欠席農業委員（3名）

6番委員	花田 昭二	9番委員	齋藤 美也子	12番委員	工藤 守
------	-------	------	--------	-------	------

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	森内 優加利
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（5名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第18号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 14 時 01 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 6 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 16 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するこ
とにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
11 番葛西委員、14 番小山内委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福土事務局長補佐、成田碇ヶ
関支局長補佐、外川係長、阿保主事の出席を求めました。書記に
は、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 16 号から第 18 号
の 3 件、ほかに報告が 2 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 16 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 16 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書、別添 2：売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、27 番は新規就農、28 番から 4 ページの 32 番まで経営拡大によるものです。

件数は 6 件、面積 9,146 m²、田 7 筆 6,069 m²、畑 6 筆 3,077 m² です。

続いて、5 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、44 番から 6 ページの 46 番まで経営拡大によるものです。

件数は 3 件、面積 13,453 m²、田 11 筆 8,956 m²、畑 1 筆 4,497 m² です。

続いて、7 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、6 番は経営拡大によるものです。

件数は 1 件、面積 8,116 m²、畑 4 筆です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 27 番から 32 番、賃貸借権設定の 45 番から 46 番、使用貸借権設定の 6 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

16 番 葛西委員

議長、16 番

議長

16 番、葛西委員

16 番 葛西委員

16 番、葛西です。資料について、お聞きしたいです。今まで貸付人、借受人の年齢を明記していましたが、今回の議案に明記されていない理由をお願いします。

福士補佐

お答えいたします。先月、会長及び職務代理と事務局にて五所川原市農業委員会総会の視察に伺った際、五所川原市農業委員会

	ではシステム出力した様式を議案として使用しており、事務局の事務負担の軽減のため、当委員会においても同様の取り扱いとして良いか先月の総会において皆さまにお諮りし、了解を得ているのが、今回の議案書となっております。 尚、当該システムにて作成される議案書では、これまでの議案書のように申請者の年齢までは表示されませんので、今回ご要望がありましたので、次回の議案より年齢を記載させていただく形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
16 番 葛西委員	やはり、年齢を記載していただきたい。年齢があったほうが、この年齢だと大丈夫か判断できるので、お願いしたいです。
4 番 山口委員	議長、4 番
議長	4 番、山口委員
4 番 山口委員	4 番、山口です。ついでになりますが、10a 当たりの単価も記載していただければと思います。
福士補佐	単価に関しましては、別添 2 の方で別に配布しておりますが、別添をなくして、議案のほうに記載したほうが良いということでしょうか。
4 番山口委員	別添は、なくしてもよいです。
福士補佐	了承しました。対応させていただきます。
議長	他に、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします

議長	次に、賃貸借権設定の 44 番については、8 番 對馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。 (對馬委員 退席)
議長	それでは、44 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。 對馬委員の入室を許可します。 (對馬委員 着席)
議長	次に、議案第 17 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
外川係長	8 ページをご覧ください。 議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 総会資料と別に配布しております、別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、議案の 9 ページをご覧ください。 4 番の申請地は 10 ページのとおり、竹館小学校から南東側へ約 2.2km に位置します。土地利用計画は 11 ページのとおり、農業用倉庫の建築です。 今回の件について、他法令の許可、農地区分及び適用条項は、別添 3 のとおりで、総合意見として許可できる要件を満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 17 号の 4 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 18 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福士補佐

12 ページをご覧ください。

議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

13 ページをご覧ください。

整理番号 5 番は、所有者死亡後、相続人が不明となっていることから「所有者不明農地」として令和 4 年度より県知事裁定により借受人へ貸付している農地で、この度、1 年間の契約期間が満了したため、契約の更新を行うものです。

件数は 1 件、畑 1 筆、面積 3,982 m² です。

続いて、14 ページをご覧ください。

整理番号 6 番は、再配分による賃貸借の利用権設定です。

当初の借受人が死亡したため解約して、新たな借受人へ貸付するものです。

なお、契約期間については、当初の契約を引き継ぎ（残任期間）となるため、当初契約満了日の R8. 10. 11 が本件の契約満了日となっております。

件数は 1 件、田 16 筆、面積 31,794 m² です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、議案第 18 号について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議長	ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。
阿保主事	16 ページをご覧ください。 報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 17 ページをご覧ください。 こちらは、令和 7 年 6 月から同年 7 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。 件数は 22 件、面積 223,842 ㎡、田 55 筆、畑 59 筆です。 続いて、18 ページをご覧ください。 報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 19 ページをご覧ください。 21 番は法人へ貸し直すため解約するものです。 件数は 1 件、面積 7,720 ㎡、田 1 筆 6,735 ㎡、畑 1 筆 985 ㎡です。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。 何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第6回総会を閉会いたします。

【閉会 14時28分】